

旧軍人、軍属等韓國人遺骨引渡の問題の解決案について

日本、創解、案	韓、國、側、代、案	韓、國、領、台、意、文、案、(仮、訳、)
1. 學生省は、「1年以内に遷移の申し出がない場合は、移った通商については、日本政府がしるべく措置する」と、明記の上、日本国内で通商リストを公示する。	韓、國、側、代、案 5.2.10.20 (1) 日本學生省が「1年以内に遷移の措置がない場合残りの通商に対しては、日本政府が通知に措置する」という趣旨を明記の上、日本国内で通商名簿を公示するといふ日本政府の国内措置には及ばない。 (2) 上記の手續の後、南韓と北緯地とする者の通商全部	韓國領台意文案(仮訳) 5.2.10.20 1. 日本學生省は、1年以内に遷移、申請がない場合、残金の通商に対しては、下記事項に依りて措置するといふ趣旨を明記し、日本国内で通商名簿を公示する。 2. 前1度、公示期間満了の際迄、日本政府は、韓国と北緯地とする者の通商全部

(4) 大韓民國政府は前記の列に對して通商の中心通商を希望された場合には、通商を通商に引かぬ。

(4) 大韓民國政府は前記の引に受けた通貨の中で通貨が確認された場合には、通貨と通貨に引き換す。

(4) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。